

## 商品概要説明書

### 年金定期積金（定額式）

(2019年3月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○定期積金（定額式） ※定額式とは、一定額を払込みする定期積金です。 「年金定期積金」
2. 販売対象	○当組合の年金友の会会員または新たに当組合で年金の受取を開始する方
3. 取扱期間	2019年3月1日（金）～2020年2月28日（金）
4. 期間	○36か月以上60か月以内
5. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	○契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ○1回あたり1,000円以上 ○1円単位
6. 払戻方法	○約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
7. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○契約時の店頭表示金利に0.15%上乗せした利率を満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 ○20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利（約定利回り）は店頭に表示しています。
8. 手数料	_____
9. 付加できる 特約事項	○総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに0.7%を上乗せした利率） ○普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
10. 中途解約時の 取扱い	○満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。 ○払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。
11. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該積金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：055-949-3211）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<p>○払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</p> <p>○掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</p> <p>○満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>○自動満期処理の特約（この定期積金を満期日に自動的に解約し、定期を作成したり、指定の口座へ入金すること）を申込みすることもできますが、自動再契約の特約（この定期積金の満期日に、自動的に定期積金を作成すること）はできません。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A伊豆の国